

会 議 録

会議の名称	第6期 第6回 小金井市地域自立支援協議会 全体会
事務局	福祉保健部 自立生活支援課、小金井市障害者地域自立生活支援センター
開催日時	令和元年8月20日（火） 午後5時00分から午後7時00分
開催場所	小金井市役所 第二庁舎 801会議室
出席者	<p>【委員】 高橋 智委員（会長）、矢野 典嗣委員（副会長）、佐藤 宮子委員 赤濱 高之委員、高野 美子委員、吉岡 博之委員、小松 淳委員 山崎 美喜委員、小幡 美穂委員、加藤 佳代子委員、三笠 俊彦委員 畑 佐枝子委員、田中 麻子委員、加藤 了教委員、宮井 敏晴委員 室岡 利明委員</p> <p>【事務局】 自立生活支援課長 自立生活支援課障害福祉係長 自立生活支援課相談支援係長 自立生活支援課障害福祉係主査 自立生活支援課相談支援係主査 自立生活支援課相談支援係主査 自立生活支援課障害福祉係主任 小金井市障害者地域自立生活支援センター</p>
会議内容	第6期 第6回 小金井市地域自立支援協議会 全体会のとおり

第6期 第6回 小金井市地域自立支援協議会 全体会 会議録

次第1 開会

(会長)

只今より第6回自立支援協議会全体会を開催します。

<配布資料の確認>

(事務局)

本日机上に配付しておりますのが、

- 資料1 各部会の報告
- 資料2 障害者週間スペシャルイベントDETチラシ(案)
- 資料3 逐条解説ワーキングチームスケジュール(案)
- 資料4 アンケートについて(田中委員資料)
- 資料5 逐条解説を作成するにあたっての意見(矢野委員資料)
- 資料6 防災パンフレット目次・担当者等(案)
- 資料7 防災パンフレットイメージ(案)
- 資料8 逐条解説意見まとめシート(案)
- 資料9 逐条解説(ワーキングチーム案)
- 資料10 小金井市障害者差別解消条例逐条解説意見交換会チラシ(案)
- 資料11 協議会各委員依頼文(案)
- 資料12 意見交換会レイアウト(案)
- 資料13 意見交換会進行予定(案)

資料は以上です。

不足しているものございましたらご連絡ください。

次第2 議題

(1) 各部会からの報告

(相談支援部会)

相談支援部会の活動報告でございます。前回からでは、昨年度からずっと小金井市の地域生活支援拠点事業についてということで検討を図ってまいりました。

国分寺市のほうが先駆的にこの事業をやっているということで、私と事務局で視察に行かせていただいております。国分寺市の方は、一つの法人が建物からすべて作って、そこに手を挙げて「拠点事業を我々がやりますので委託をしてください」というようなやり方です。

小金井とは、大分違うような状況ではございますが、いろいろと細部の点につきましてはここでは申し上げませんが、非常に参考になる視察であったと思っ

ております。

それと合わせて議論の中で課題として、色んな部分がでてきております。中でも課題の部分の②ですね。小金井市の障がい別のデータとか、というところを示して頂かないと、細部についての話し合いができないのではないかと、というご意見を頂いております

予算配分については、障がい別にして事業所に配分するのではなく、コーディネーターが配置できるようにする方向性の方が良いのではないかと、というような意見も出ていました。

またお話し合いをさせていただく中で、この大きな二つの課題についてはクリアをしていけたらと思っている所です。それから、今後、この地域生地域生活支援拠点事業のところが終わったという段階で、次に相談支援部会の課題としては、困難事例の検討ができたかなというふうに思っております。

(生涯発達支援部会)

資料の1-3をお願いします。

協議の内容としましては、三つ挙がっていました。一つ目は、不登校児童・生徒への支援体制について。二つ目が医療的ケア児の支援体制について。三つ目が、全体として今年度のこれからについて協議いたしました。課題になった内容ですが、不登校児童・生徒に対しては、目立たない子に対する対応も必要で、良い事例を見学に行くのもよいという意見が出ております。前回の時に、小金井市では不登校児の割合が都・国平均と比べて多いという議論がありました。また、不登校になる前の対応なども必要なのではないかと。そこで、大人しくて目立たない子に対するケアが必要ではないかという話になっております。それから、医療的ケア児については、議会でも陳情があがっており、すぐに取り組まなければならない課題だと認識しています。では何ができるかという話をした中で、やはり医療的ケアというのはどんなことなのかということ、まず学習することから始めなくては、また、共通の認識を持つということが大事ではないかということで、学習会を行うのはどうかという話が出ています。そしてその中で具体的ではありますが、1月の部会を学習会に充ててはどうかという話も出ています。

また全体としてのところは、生涯発達支援部会のほうで、合理的配慮の好事例集の作成の担当になっておりますが、今年度の取り組みのなかでは、どういう構造がいいのかということ、次年度に引き続きの課題にしていきたいという話になっております。もう一つは、この後も話があると思いますけれども、逐条解説の意見交換会また、12月の障害者週間のシンポジウムDETT研修などの企画を一緒に話し合いました。

(会長)

生涯発達支援部会そのものではないのですが、私の方から。なかなかきりり等について紹介する時間がないので簡単に関連して紹介します。今日、午前中きりりの運営協議会がありました。ちょうど、市議会議員の方からも、医療的ケアについての質問と並んで、6月から開始する巡回相談きらきらサポートについて載っていましたが、実はきりりに頑張っていて、6月からきらきらサポートという巡回相談の事業を2年間の試行で始めました。そのことはきりりの運営協議会に来てもらってる園長さんからも、発言があつてよかったというような言葉がありました。さらに実施していただきたいという、とてもいいお話がありました。ただ、残念なことがあつて、きらきらサポートのことではないですが、参加されている保護者の委員から出たのは、いろんな取り組みだとか、願いとか、あるいはずっとやってきたことについて、学校に引き継がれていないので、とても困っていると。ずっと一貫して、幼保小連携については、議論になっていますが、さくらシートについてきりりが誕生した時に作りましたが、それについてもほとんど活用されていないという事があります。今日、本当は平田委員が居たら、確認したかったですが。さくらシートの活用について、ぜひ教育委員会で、広く現場の先生方に伝えていただきたい。それからどのように活用するかについて、もっと検討して頂きたい。それから、保育園や幼稚園の方から、学校の方には記録を送っているのに、ほとんど学校の方では活用されていないので、非常に寂しいという実態があると。このことが支援につながっていないということもありますので。ぜひ、就学前とそれから学校とで、連携についてもっと積極的にやってほしいし、そこ関わって、きりりがもっと頑張つて貰いたいという意見がありましたので、追加でご紹介いたしました。

(社会参加・就労支援部会)

今年度の課題ということで、以前から話していた部分の課題の整理を行いました。7つの大きな項目があつたということで。それを一つ一つどういう風に考えようかということを中心に行っております。まず事項の整理として一番目が、新しい販売経路の確保の継続支援ですね。共同受注をしたらいいのではないか、という話があつたのですが、例えば共同受注では、倉庫といいますかね、そういう物的なものも必要となってくるので現状ではなかなか難しいから、販路を確保するというので、取り組めばいいんじゃないかとかですね。あとは、商工会さんと福祉施設との事業所の連携を行うことによつての販路と、仕事の受注ができるのではないかとということが話し合われました。それで、解決に向けて具体的に出ましたのは、商工会さん向けにアンケートをしっかりと作成しようというので、それのたたき台というものができております。それを配布してアンケート

の協力をお願いして、どのようなニーズがあるのかというのを具体的に探っていきたいなと思っております。あとは、困難事例とかひきこもりとか生涯学習についても社会参加というところから必要だろうというような内容で話し合いました。困難事例の方に関しましては、障害者福祉センターのほうで障がい別相談というのをやっております、ピアカウンセラーの方がたくさんいらっしゃいますので、その方をお招きしてどのような障がいごとに悩みを抱えられているかとか、事例として困難なものがあったのかとか、聞き取ってほしいね、というような話が出ました。あとは、ひきこもりとか、生涯学習については、他部会との連携が必要だね、というような話が出ていました。

(会長)

私の方から、ひきこもりと生涯学習についてぜひやっていただきたいというところがございます。一つ提案なのですが、私たちの生涯発達支援部会も、不登校やひきこもりが大きな課題になっていますが、残念ながら、なかなかつなげる場所がないという。例えば、今日もきらりには、不登校関連の相談はたくさんありますが、相談があっても、実際に相談にきてくれるなら手は打てますが、電話相談とかはあってもなかなかきてくれない場合には、次の一手が打てない。どこも次の一手が打てなくて困っているというようなところがありますが、それについてどこかで、例えば、生涯発達支援部会とコラボで一回できないのかなと思っています。もう一つは、生涯学習については、今文科省がえらく力を入れているところです。今年の3月末には、有識者会議の検討の報告書が出ていて、あちこちでこういう関心、取り組みがあって、例えば東京学芸大学がベースにあって、オープンカレッジというのが文科の支援を受けてですね、実際に事業の展開を長くやっています。例えば、そういったところの中心にやっている方を招いて、講演会とか、報告会とか、検討会とかをやれないのか、あるいは、隣の矢野先生も長く障がい者の青年学級をやっているの、そういった視点から生涯学習についてのお話がいただけないかとか。一步踏み出して、やっていただけないでしょうか。

(社会参加・就労支援部会長)

我々、社会参加・就労支援部会だけでは、やはり解決できない問題等がありますので、ぜひともコラボして、何かそういうような一步踏み込んだ事をやれば良いなというのはすごく感じています。

(会長)

そういった機会を、どこかで調整して、合同部会で、そういったお話を聞く機

会等を設けられたらありがたいと思っております。

(生活支援部会)

資料1-2を御覧ください。

今、生活支援部会で取り組んでいるのは、防災パンフの作成ということで、いろんな自治体や、いろんなところから出ているパンフレットを見ていたり、比較検討しながら、概要をどういうふうに配置してってというようなことで、検討を始めたところです。

ページの割り振りみたいな形で、一定程度の障がい種別でどういう対応があって、というのを簡単に書きながら、基本的な防災の心得みたいなのをまとめていこうということで、後ほど資料でもありますが、そんな枠組みでこれから校正をかけていって、検討が始まったところです。

それから、新庁舎のワーキングに入っていますので、経過報告をしました。

それに伴って、検討している中で、歩行者と車の分離とか安全確保とか、次回はホールの使い方をどうするかってことの議論になるので、そのようなところで意見があったらということで、少し意見をもらったところです。なかなかホールについては、多目的ホールが手前側に市役所の業務をしていく中でホールを活用することが、どうなのかは業務に支障はきたさないのだろうかとか、違う意味での配慮も必要ではないかとか、障がいの特性によってはそういう、ざわついたところに入れられない人たちもいるので、環境をどう整えるのかも吟味した使い方をしてもらいたいと意見も出ていました。また9月にありますので、少しそこで意見を言ってこようかなって思っているところです。一応こんなところで終わっています。

あと後半で、ワーキングに絡んだ、逐条解説のことで、少し意見交換をしたところです。

(2) 事務局からの報告事項

(事務局)

ご案内という形で、資料2ですが、障害者週間のDETT研修のチラシ案です。

勝手に映像や画像を転載するわけにもいかないので、一回この文章で作らせていただいたところがございます。資料の2-2は、委員にきれいに書いていただきました。こういった形で、ブラッシュアップいただいたもの、これを元にさらに、良いものを作成していければという風に思っています。

(委員)

早く作ると言いながら、ぎりぎりになりまして。先に事務局が作ってください

たのを元に、私の方でも作ってみました。それが資料2-2です。今日印刷間に合わないと思っていましたが、いろいろとお手数おかけしました。資料2-2は、バックの青が強いですが、標題をこんな感じで考えてみました。本当にパツとしか作っていないので、レイアウトなどもまだまだ変えなくてはなりません、これに付随して私の個人的な意見ですが、DET研修をして、それだけで終わりというのではなく、例えば会場にいらっしゃる方から、それについての感想を聞けるような、そういう機会を持ちたい、また、それが可能であれば、ここにそのことも盛り込めるといいのかな、というふうには思っております。これは先方のDETさんにも確認しなくてはいけないと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

(会長)

その点について、いかがでしょうか。私から見て、DET研修って何かわからない上に、3時間どんなふうに展開するのかっていうことが見えないと、すごく不安ですが、何が展開されるのかと。ここには何も書かれていないので、タイムスケジュールというのがどんなふうに展開されるのかっていうのがあった方がいいのではないのでしょうか。

(委員)

本当にその通りだと思います。私の中でも、第一部が何時から何時まで研修があって、第二部ではないですけども、会場からの意見を聞く会みたいなのがここに書けたらという希望は持っております。ただ、それがまだ書ける状態になっていないので、この状態ですが、それが入るともうちょっとわかりやすくなるかなっていう気はしています。

(会長)

私も初めて参加するので、一応ワークショップは、いったい何をするのかというところが、やや不安な感じがあります。

(事務局)

実は、小金井市議会議員の皆さんが、DET研修を一回受けているので、その写真があり、それを載せるといいかなと思っていましたが、特定の方のみが写っているの、なかなかそれを使うのは難しいのかなというところではあります。

(委員)

私も直接DETと、やりとりができていないわけではないので、例えばDETのほうで使っている写真とかを聞いていただいた方が、無理くり小金井でやった

使いづらい写真を使うよりは、良いと思います。

(事務局)

実務的な話になりますが、よろしければこちらのデータを頂きつつ、DETの事務局の方と、まだ契約前ですが、話をさせていただいて、こういった形でやりたいのだが、素材をもらえるのかとか、スケジュールどこまで載せていいのかとかいただけたらありがたいと思っております。

(事務局)

では資料3、逐条解説のワーキングチームのスケジュール案ということでございます。予定を再度精査させて頂いて、集中して行いますという形になりましたので、それについて皆様と共有したいということで、出させて頂いたところでございます。

資料3自体は以前にお出ししていますので、修正したものです。お読み取りいただきまして、このあとおそらくその他で、逐条のやりとりがされるかと思っておりますので、お読み取りだけでお願いしたいと思います。

(会長)

では、資料4として田中さんのご意見が出ていたので、田中委員、ご意見いただいてよろしいですか。

(委員)

アンケートについてということで。初めて書いたので少しだらだらになってしまいましたが。委員になる前に、感じたのが最初でしたが、最後にアンケートをとということで、色々書きたいことがあるな、ということがあったんですが、まだ病気も発症して間もなかったもので、両手が使えなくなったというので、人に頼む事がまだ慣れていない時だったし、人に気を遣うことに慣れていないときでもあったので、自分でいろいろやらなきゃいけないという気持ちが強かったのもあって、バランスがとれなかったという私事も含まれている時期でもありましたが、そんな時に、アンケート書きたいこともあるけど、どうしようと思っていました。それで10月の会があるじゃないですか。というので、これを発表するのはいい時期かなと思ってこれを書かせていただきました。アンケートに例えば、QRコードとか、SPコードを付けておくことで、自分でできるっていう人が増えるとか、気を遣わなくて済むということを思いついて意見として書きました。書けない人や書きづらい人がいるとか、あとは実際のこのアンケートだけでなく、10月だとか、12月だけでなく、市役所からアンケートがあったり

だとか、いろんなどころにでる時も、家族に手伝って貰って書いていますが、内容によっては、頼みづらいことがあったりとか、場合によってはご家族に頼めない方もいらっしゃると思いますので、文面としてはすごく優しく書いてあるものの、ということもあるならと思うこともある。多分、合理的配慮をしているとは感じますが、少し違うよねって思うことがあります。それは伝えておくべきことかなど。委員になって色々と感じることがあり、当事者と委員になってということでも少し伝えておきたいなというところでトゥーマッチになるのも少し違うし、でもかといって配慮と書いておけばいいというのとも違いますし、難しいところでもあります。それで、QRコード、SPコードとつけたのは、障がい者だからではなく、そこからの観点だけではないということもポイントなのかなと思っていて。できないのだからやってくださいよという方面だけになっちゃうと、それこそ健常の方の理解っていうのもすごく大事だと私は思っていて。話が少し逸れますが、「Hey, Siri」ていって、携帯が全部何でもやってくれるようなものがあるじゃないですか。あれが出たときに、なんで健康な人がカーテンを勝手に開けてもらえるのか、好きな音楽をかけてもらえるとか、自分でやればいいのに、と思いましたが、そういうのが広がることによって、助かる人が増えるなって。医療機器でやるとすごくお金が掛かるので、そういうのを使うってすごく大事なことで、広がっていくという風を感じたので。だからそういう一般に使われているようなものを利用していくことで、コストも抑えられていいし、理解も広がっていくのではないかと、これが現実的なことか分かりませんが、意見を書かせていただきました。これをきっかけにこういうところも少し考えていただければと思っております。

(会長)

とても大事なご意見ですね。QRコード等つけて、もっと簡便に、アクセスしやすくするというのと、匿名性を担保するということの二つがうまくいくような方法ってないかなと思ってます。今まで手書きでしたが、変えていく方法を10月のお披露目会と12月のDE Tの時にできないかなというご意見ですよね。できれば、もし可能であればそういった方向で進めていければと思います。何か良いアイデア等お持ちでしょうか。QRコードイコール匿名性担保できますよね。

(委員)

現実には、調べようと思えば全部調べられます。実際に頼むとかメールで送るとかよりはましかなということで書きましたが。

(委員)

今聞いていて思いましたが、QRコードとか何かを読み取ると、書式が出てきて。それをポンポンとやると、はい・いいえでこたえられるようなものができて。それを印刷できるようにすると、匿名性というのは担保できるのではないのでしょうか。それをプリントアウトするだけなので、ネットでプリンターと繋がっていたら、送信者は特定出来ないのでは？

(事務局)

ちょっと技術的な話なので、悩ましいところですが。SPコードはすいません、失礼ながらちょっと除外させていただきます。QRコードに限って話をさせていただきますと、特定のURLによるアドレスが見られるという書式になりますので、見るということに関しては、すごい間便で早くできる。そこに含まれている書式を見たり作ったりすることも、多分簡便にできると思いますが、発信するという作業が出た時点で、一定のログなり、メールアドレスであり、何かしらのデータを飛ばさなくてはいけなくなるので。匿名的にやろうと思うと実はアナログですが、印刷して郵送とかが一番匿名性が担保されると思います。匿名性を担保するという面では、先ほどのお話が一番近いかな、と思って事務局としては話を聞いておりました。

(会長)

先ほども出ましたが、匿名性というのが第三者の手を介さない意味での匿名性ってことでしたよね。ならばQRコードがあってそれが便利な人は、そういう方法も取れないかなという。どうしても嫌な人は、それをプリントアウトして郵送、匿名で郵送していただければ良いのかと思います。ただ、今は何もないので。それを事務局の方で検討してもらうことは可能ですか。

(事務局)

事務局で検討することは可能ですし、技術的にもある程度のことは頭に浮かびますが、最終的には誰かのメールアドレスがないと、データが飛ばせない仕組みにしかならない可能性が高いので、そちらをご了解いただければ事務局の方で考えさせていただきたいところではございます。ゆっくり作れる状況で最終的に、何かしらのメールアドレスに飛ばすという仕組みが、最終的には必要になるかなという風に思っております。

(会長)

それはQRコードを使った場合には、不可欠ですね。探せば必ず、発信元がわ

かってしまうことなるので、ただ、そこから先は善意にしかならない、送り先市役所なので、悪くはないだろうという前提で。せっかく提案されたので、10月は無理かもしれないけれど、12月には頑張ってみるとかということ、ちょっとご検討いただきたいということによろしいでしょうか。

良いですか。では資料4につきましては、今話をさせていただきました。スケジュールにつきましても、もうほぼほぼ大体済んでしまったことなので。検討は実際に中身についても、検討しますから。そこまで終わったってことにしてよろしいでしょうか。

(3) 協議事項

(事務局)

協議事項は特にございません。

(4) その他

(事務局)

資料6、それから資料7の1、資料7の2を御覧ください。

前回の合同部会でも少しお話をさせていただいておりましたが、全体からの報告の場という形になりますので、この間、生活支援部会中心に協議させていただいたものの現時点での中間報告と成果を報告させていただきます。

まず資料6がいわゆる防災パンフの目次です。

この間の経過でいきますと、大変失礼ながら、イラストくださいって話をいただいたというところ、それとは別に、この後お話しさせていただきます。本日はご欠席されている委員から、資料7-2のようなサンプルをいただいておりますので、合わせて話をさせていただきます。

資料7の1と7の2は、続きものと読んでいただくとありがたいと思っております。

ちょっと綺麗に繋がってはいませんが、前半の説明の部分の後に、資料7の2で日頃の備えという形で、こういうイラストを入れる仕様なので、特に力入れてみていただきたいです。

資料7の1は整っていませんが、最終的には全体を資料7の1みたいな形でイラストを入れながら、みんなが手に取って、こうしたいなというふうにするような形にしたいというかたちで進んでおります。

イラストの件についても、委員から無料で使えるイラストを手に入れたので、それを使っていますとっておりますので、そういった形で進めて頂ければと思います。

資料7の1を、少しめくっていただいて、3ページ目を御覧ください。

こちらに、目次の考え方を入れさせて頂いていますが、2番として災害時の障がい者支援の考え方や、災害が起きたら。それから4番ですね、障がいに応じた対応の部分を具体的に、自立支援協議会に見ていただいて、当事者団体に表現を相談して、と考えているというところがございます。

本日の全体会で時間がないので、ご意見等ありましたら、失礼ですが、一、二週間以内に事務局にいただければそちらを踏まえて、生活支援部会で協議させていただきたいと思っております。

(会長)

防災パンフ関係いかがでしょうか。ご意見等ございましたら。これはWEBサイトに掲載ですか。

(事務局)

まずこちらについては、最終的には今年中までに成案をまとめて、印刷をしたいと思っております。その上でデータについては、WEBサイトにアップしたいと思っております。遅れ始めているので、ちょっと頑張っていきたいと思っております。

(委員)

内部障がい、難病のある方という項目がありますが、今のページの4番に腎臓とか心臓とかありますが、それは内部障がいの中のことだとか、それはその中にさらに個別にということになっているという認識でよろしいでしょうか。

(事務局)

まず、生活支援部会でそこまで詳しく議論をしているところではありませんが、たたき台としては、まず他の自治体の事例に倣って、共通のものを設けた後に、各状況によって違うのでと書いたらどうかというふうになっておりますので、あまり細かく書いてもという議論もありますので、逆に不要であるとか、もしくは逆にこの視点が抜けているということがありましたらあわせてご意見頂ければと思っております。

(会長)

小金井市のWEBサイトをずっと見ていて、普通に探すとなかなか障がい者関連のところにとどり着けなくて、検索で入れると出てきますが、WEBサイトの作成の方針もあると思いますが、例えばこういった障がい者支援に関わる物というのは、もっと上位の方で項目建てをするっていうのは難しいのでしょうか

か？

例えば、防災パンフだとか、逐条解説だとか、色んなものがこの後だんだんと届いたら、それが一括して見られるような形にはならないのか、私も探してようやく辿り着いたみたいな感じになりますので、その辺はどういう方針でやっていくイメージでしょうか。

(事務局)

WEBサイトについては私達だけではなく、小金井市のすべての行政の情報を載せている形なので、全てが並列で出てきてしまうというところがあります。福祉の分野で、全部飛ぶように、福祉の方から介護から何からいうところで見えるようにできてはいますが、確かにホームページについては様々、私達だけじゃなく、市全体として、色々広報していく中で、色んなやり方を考えていくべきではないかと思っております。実際に、何年か前に一回、ホームページの形式を変えていて、その前には見づらいというご意見がありました。一回いまここで変えている形で、状況を見ているところなので、決してこのままずっと改善等を考えないということではないとは思いますが、私たちの方としても、何かしらうまくアピールできないかについては考えていきたいと思えます。トップページの最初に、障害福祉がドーンと出るっていうのがなかなか、市の全体の施策上では難しい部分がありますが、何かしらできないかっていうのはちょっと考えてみたいと思うので、これでご容赦いただければと思います。

(委員)

多摩府中保健所の保健師です。在宅で医療依存度が非常に高い方も、防災ということで、今、自立生活支援課の職員の方と、健康課の保健師さんがいらっしゃるの、人工呼吸器を装着していらっしゃる方の、災害時個別支援計画というのを策定させ始めたような状況ですが、そこでもやはり、ここにもぜひ載せていただきたいのは、人工呼吸器がなくては在宅で療養できない方、あるいはそれ以外にも、吸引とか経管栄養とか、色んな医療が必要な方に対しても、内容を加えていただけたら非常にありがたいと思えました。

(会長)

今とても課題になっていることが、抜け落ちているかなっていう風に思いましたので。一般的にいうと、医療的ケアの場合は本当に、医療的ケアっていうか、本当に生活維持に不可欠な人工呼吸器だとか、そういったものについて、それは委員さんに聞いてもいいですか。

(副会長)

多分この、内部障がい、難病のある方というところの共通でくくっているところから派生してくる、腎臓とか、心臓とか、呼吸器系とかそういうのをどういう風にページをうまく割り振りながら書いていくかですが、一応、そういう呼吸器系の障がいとか、膀胱、直腸とかそういう風に一定程度、障がいを分けてはいますが、どこまでこういう人たちを、くくっていくか。ペースメーカーも心臓のところではありますが、それだけじゃないはずなので、どこまでカバーできるか、もしここに入らないんだったらもう一つどっか、こう飛んでいくとそういうことがわかるような仕組みを作ってくっていくのが必要かなとは思っています。

(会長)

福祉避難所。前回の震災ときにも、結構大きな問題になりましたよね。電源の確保の問題だとか、それから、壊れた場合の部品の確保の問題だとか。ということも含めて、とても大事なところだと思いますので、障がい者関係の防災パンフには進んでいるところなんかは、そういった記載があると思いますので、適切に見つけ出していただければな、と思います。

(副会長)

福祉避難所なんかも、此処へ。協定が結んで、はっきりしているのは、パンフレットにちょっとのせるとかっていうことを含めながら、どこまで準備できるかっていうのはありますが、検討させていただきます。

(会長)

東京都の、障がい者防災パンフというのは、どういうレベルのものなのですか。その中には、今みたいな記載はありましたでしょうか。

(副会長)

東京都のは見っていますが、防災パンフとか、インターネットで取れるのは、できるだけ取るような形はしようと思っていますが、もうちょっと調べさせてください。

愛知県の健康福祉部、障害福祉課の方で、特定障害福祉サービス事業所のための非常災害対策計画作成の手引きっていうのがちょっとあって、それはダウンロードして、今読んでいます。かなり事業所に準備をしてもらう計画になっています。福祉避難所のところにも参考になるとあって、今、読み始めていますが、小金井市の防災計画の中では、福祉避難所のいろんな準備のところっていうのは、全部の項目は入りきれてないので。

もう一つ、僕らが危惧しているのは、激甚災害が頻繁に起こっていて、避難所が開設するまでに、あの避難情報、気象庁でレベル3とかレベル4で出たときに、どのぐらいスピーディーに市が避難所を開設できるのかっていうのを半日ぐらいから開設できるのかとか、丸一日かかってしまうのかで、あの避難の仕方も変わってくるかな、と想像していたりしているので多分、福祉避難所や二次避難所になるので、その後になるので、大分1テンポも2テンポも遅れるのではないかと、そこら辺がどうスピーディーに対応できるかを、提案できるといい。問題提起できると良いとは個人的には思っているところです。

(会長)

なんか委員の方で、今言ったような人工呼吸器とかそういった形で、何か参考になるようなマニュアルというのをご存じないですか。

(委員)

東京都の難病の疾病対策課のホームページに、災害時個別支援計画策定の資料がいくつかホームページでアップされています。その中の一つの災害時個別支援計画書というものがあって、それに基づいて対象者の方については、関係部署で、策定を今行っているような状況です。大きなその考え方というところも載っているかと思しますので、他の別冊といったところでは、冊子でもあります。

(会長)

ありがとうございました。そういうのを参考にさせて頂きながら、私は東京都身障センターの防災マニュアルを見ていますが、視覚、聴覚、知的、高次脳までありますが、医療的ケアのことについては、ここには出ていなかったの、今言ったところを確認していただければと思います。

(委員)

今後、福祉避難所とかの記載がされていくと思っはいますが、今、委員からお話もありましたが、基本的に福祉避難所にいきなり行っても、追い返されるだけなので、避難所でトリアージされた方が、選ばれた方が、福祉避難所を使えるというのが前提となりますので。このいま配られているところに、福祉避難所のところが確認と書いてありますが、たぶん、激甚災害が起きたときに、役所の方とか行政に、ものすごい問い合わせがきてしまう可能性が高いので、できるだけ事前に、そうではない、こうなのだというマニュアル的なものが、数多くちりばめられた内容になっていくのが、結果的には混乱を一番少なくしていくのではと思っております。また、例えば避難所でも、私の記憶が正しければ、小金井市

の場合はイッツアスモールワールドが流れるのではないかな、と。視覚障がいの方でも、また色んな電柱が倒れたり、火事になっていたり、一体、どこが避難所かわからないときに、そういった音が流れると、その音をたどって避難所を探すと。他の自治体では違う音楽が流れるはずなので。そういったことを、いわゆる小金井市民だからこそ知っておかなければならない内容になっていくとより現実的に使いやすいものに、生きたものになるのではないかと思ったりしております。

(委員)

このパンフのことで、私も一つ意見を出させて頂きたいのが、やはり日頃の備えというところを充実させたほうがいいのではないかって話で出したところですが、先ほどみたいに個別の本当にいろいろな障がいとかそういうことに関して細かく、逆に書きすぎても文字が増えたりとか、そういう見にくいものになるよりは、これをあくまでも家族で話し合うための、日頃の備えというところを強調したいっていうところは、自分たちの身を自分たちでも、最低限は守れるためのそういう手だてっていうことが大事かなっていうことで。あとは自分たちで書き込めるような、必要なものは書き込んでいくっていう形にしていきたいっていう話を進めていると思います。あまりに細かくなって、いろいろありすぎても、逆に読み切れないので、そこを参考にしてもらって各家庭とかその方たちで考えてもらうっていう風になっていくのが良いのかなと思います。

(会長)

ありがとうございます。私もちょっとこれ書いていると、結構持っているだけで重たいパンフになってしまうと、それは災害時にあまり役立たないという風に思うこともあって。二つ考え方が必要ではないですか。マニュアル的なところと、それからこれ一冊持っているとか何か役立つみたいな、そういった二種類が必要ではないかと思います。一つにまとめちゃうと、なかなか難しいと思います。

(副会長)

一応このパンフレットは30ページ前後という想定になっているので、その中に読みやすくするためにイラストを入れながら、どうしていくかっていうのを工夫しなくてはいけないというところで考えているところです。

実は8月の第1土曜・日曜日の青年学級がサマーキャンプで緑分館に泊まったときに、翌日に防災について、学級生と話し合っってちょっと学習をしました。そのときに学級生に強調したのは、自分が避難する場所。一時避難所が、どこかわかっているか、自分1人で行けるか。避難するときに、自分はどういうことに

困るだろうかとか、何を持っていかなきゃいけないとか、そんなことを少し班ごとで話し合いをしてまとめて発表しあって、ここは大事だという事を、共通確認した後に実際に、避難所で生活をするとときに炊き出しを貰うので、やってみようということで市から、おこわってというか、きのこご飯もらって代表の何人かが、実際にそれにちゃんと測ってお湯を入れて味噌汁と4人ぐらいで作って、炊き出し係として、全部よそって渡すってということで学級生はみんな並んで、おぼん持って、順番にちゃんともらって、テーブルで食べるっていうのを体験的にやりましたが割と青年学級と一緒に活動しているから、きちんと並んで順番にもらえて、練習ですからそんなに混乱はありませんでした。

発語がない、ちょっと重い子とその集団の流れに乗れなくて、端っこで行動ができないっていうことがあったので、やはり障がいの特性と、障がいがあるほど重いほどそういう流れに乗れないで、時間がかかってしまうっていうのがあるので、少しそこら辺も、家族でどういう配慮と検討していくかっていうことを、家族で話し合ってもらう必要があると思っています。学級生には、このハザードマップの地図の見方を、そこでやってこの辺のエリアが洪水や、がけ崩れがある危険な場所だから、自分家はどの近くだとか。そしたらどこへ逃げるとか、そんな話を少ししたので、学級生に持って帰ってもらって、おうちで家族とサマーキャンプの時には防災学習の勉強をしました。一人一人自分で書いたり、スタッフが聞き取ったり、付箋に書いたり、困るであろうとか、自分はこれはできるっていうのは色分けして書いたのを一覧表にまとめました。また今度、生活支援部会で防災の話をするとき、その資料は学級で確認をしたら、お見せしながら一緒にその辺でパンフレット作りの参考にしようと思っていますところですよ。

(会長)

ありがとうございます。その他いかがでしょうか。本当はですね、今日、統括がいると学校でどんなふうになっているのか、障がい児・者の方だけではなく、児の所があまりないのでね。学校や教育委員会では、このパンフにどんなふうにコミットしているのか、お聞きしたかったですね。今日いらっしやらないので、そこも連携とっていただければと思います。

(副会長)

防災計画のほかに設置要綱というか、避難所運営要綱っていうのかな、実施要項っていうのがあります。それに基づいて各学校は作って準備をするようになっているので、障がい者のところは特段、そんなにページはたくさん割いては、その要綱には書いてないので。

あと障がい者団体が避難所受け終えまでの道のりをたどってっていうのを、

時々年に1回か2回やっていますよね。

そういう中で、連携してくれた協力してくれた学校とそういう話し合いをしている学校は1部ありますが、全体がそういうふうにはまだなれてはいないのではないかとこのところでは思います。その辺聞いていますか。

(事務局)

自立生活支援課の方で聞いているかと言われると、今言われた防災まち歩きとかは障害者地域自立生活支援センターと連携とってやっているということは聞いておりますけれども、今言われたあと防災の例えば設置要綱みたいなものに詳細に書かれてないという意味ではわかっております。なので、どちらかというところのパンフの方に皆さんのご意見を入れていただいた方がよろしいかなという風に思っております。

(委員)

これ見ていて思ったのと、あとはじめにのところにも書いてありますが、やはりこれは当事者の方、または、家族の方が見るという事が前提だということで、この間の協議会のときもお話があったような気がしますが、やはりこの関わる方々っていうのは、地域の方々もいるということが、ここにも書かれてありますが、はじめにのところに、そうですね地域の方々には、それぞれの障がいの状況に応じて配慮したり、支援の方法が違いますとか、それを知ってくださいということも、このパンフの意味があるので、書かれていますが、やはりそれをもう少しちょっと全面に出したり、あとはこれを使って、実際に地域で関わるだろうと思われる地域の方々に、このパンフレットが渡るようなことも少し考えていただけるといいのかなと思いました。

それからもう一つは、さっきあの書き込み型の話をちらっとされていましたが、マニュアルとしてあるのと、書き込み型とあるといいよねって、会長もおっしゃっていましたが、本当にその通りだと思います。例えば自分用の困った、困りそうだなみたいなのがパッと人に見せられるように出来上がる、そんなページがあると良いのかなと思いました。

(委員)

似たようなことなのかもしれないけど、実際とやっぱり全然違うと思いますが、先ほど委員がおっしゃったのと同じになりますが、やっぱり一緒に。障がいのある人も無い人も、あと例えばお年寄りとか若い子とか。色んな層の人たちと一緒に、その予行演習的なのをやるのがすごく大事だと思っていて、このパンフレットを見せるだけでなくて配ったと同時に、そういうのを一緒にやってみる、

実際例えば体育館とかでこういうことになるのだっていうのを、体験してもらうのってすごく大事で、障がいがある人が居るんだっていうことはわかっているんだろうけど、実際そういうところに一緒に実際に地震があったときに、どうなるのかっていうのを、一日でも一晩でも一緒に居ると、先にどうなるのか分かっていれば絶対違うと思うので、よくニュースとかでも、こういうことやりました、これだけできたよって言っても、みんな健常者じゃんっていつも思います。そこに一人でも足の遅い人が居たらどうなるっていうのを誰も想像はできていないと思うので。だからそれをやるっていうのを、一回でもやった体験って絶対違うと思います。そこに一人でも騒ぐ子が居たら、なんだよ、うるさいなってなるに決まっていて、そういう人たちも一緒にいなきゃいけないのだからって、一緒に助け合うのだからっていうことを、口で言っても、違うと思います。それをやるってすごく大事だから、パンフレットももちろん大事だけど、それをお披露目すると同時にこういうことやりませんかということをやることが私はすごく大事だと思っています。よく9月1日、あの一緒に帰ったりするやつあるじゃないですか。防災訓練、その日は無理かもしれないけど、有志を募ってでも、学校だけではなくて、大人も含めてやるってすごく大事じゃないかと思っています。

(委員)

小金井市の第4小学校だったと思いますが、最近、防災宿泊訓練がありました。そのチラシを親の会に持ってきてくださった方がいまして。それは行こう、ということになって。家が割と近い自閉症の方と、重い知的障がいと肢体不自由を両方持っている方が、一緒に泊まることまではしませんでした。泊まる寸前まで一緒に炊き出しをして、寝床の準備をして、夜9時くらいまで健常の方と一緒に防災宿泊訓練の途中まで参加するというのを今年度いたしました。そのチラシを持ってきてくださった方が居たから、急に思い立って、学校の方に電話して知的障がいと肢体不自由の子がいきますということで、二人で行きましたが、それを連携するようなネットワークをちゃんと作れば、一般の学校の宿泊防災訓練に障がい者が参加するっていうのをみんなでも共有して、じゃあ今度は自閉の方がいきます、今度は内部疾患の方がいきます。というような、順番で行こうというようなネットワークをどこかで作ったらいいと思います。その時は、本当に思い立って急に行こうということでやりました。

(副会長)

市の総合防災訓練でも、障がい者も一緒にというような形で、確か去年は、東小金井の農工大か、あのときに障がい者もっていうので、市報に載っていて。そういう取り組みは一定程度されてはいますが、そんなにみんなのものになりき

れてないというのが現実です。私自身も自分の学区というか、地元で総合防災訓練ありますがあっても、実際に自分は出られていないっていうのも現実にはあるので、やはり地域の自治会なり、学区でそれぞれ防災訓練をやったときに、どれだけ意識的に参加するようにする。そういうときに、お年寄りの人とか要支援者の人と一緒に避難したりすることができるような、委員が言うような非日常的なネットワークっていうか、地域作りみたいなところが、とっても大事だろうと思っていますので、パンフレットの中にもそういうようなことが普段からの備えとして、自分の身近なところで、お付き合いの出来ている人はいますか、みたいなことを呼びかけるっていうのは大事ななと思っています。

(会長)

先ほどのお話ですが、フェイスブックを見て、こんなことやっている、おもしろそうだなっていいなって思いましたが、それがどんな形で進められているのか。4小だけなのでしょう。

(委員)

4小のそばに住んでいる方がチラシをたまたま親の会の役員会があるというのを聞いて、役員会に届けに来てくれたので、だから本当に急に思い立ってやっただけのことで。なにか連携ができたっていうことではありませんでした。誰か来ますか、という感じでチラシを持ってきてくれた。じゃあ行こう行こうっていう、本当に思い立ちで急に起きたことで。まだ全然、連絡会みたいのとか、防災委員会とかそういうものがあつたわけではありません。

(会長)

映像を見ると体育館で、お布団とか敷いて。一晚過ごしたわけですね。自立支援協議会の委員が参加してね。DET研修ではないですが、それくらい大事な取り組みだと思って私は見ていました。あれは次年度も行うのでしょうか？

(委員)

継続的に毎年やろうという方向で、考えてはいる様です。ちょっと話ずれますが、特別支援学校では、全ての学校で宿泊防災訓練をやるのが義務になったので、やっています。ついこの間、7月の5日に私も行ってきましたが、親も泊まっても良かったので、保護者控室に親は泊まりました。ゴキブリは出るし、暑いし、泣きたいぐらい悲しかったですが、炊き出しを、そこはもう特別支援学校なので、障がい者と先生の手伝いで、障がい者で炊き出しをするという。非常に過酷な状況ではありましたが、障がい者も手伝って炊き出しができると思いまし

た。田無特別支援学校の宿泊防災には、地域の方がすごくたくさんきてくれて。昼間の総合防災訓練にも地域の方が大勢参加してくれます。小金井特別支援学校では見たことのない景色ですが、たくさん地域の方が来て一緒になってやるという経験ができるので、これが小金井市内の一般の学校の宿泊防災訓練が当たり前になり、そこに障がい者が参加するっていうのが当たり前の景色になったら、すごくいいなというので、避難所に直結する活動だと思います。誰かが頭になってネットワーク作っていくと良いとすごく思いました。

(会長)

今の情報を少し集めて、防災パンフ中にも入れられたり、あるいはそういう取り組みの紹介があると良いと思っています。ありがとうございます。そのほかいかがですか。そろそろ次の議題に行かなくてはと思いながら。ちなみに、今年度の私たちの最後の仕事になるので。来年3月に刊行になりますので。まだ、半年以上時間がありますから。生活支援部会にお任せではなくて、色々考えながら、良いものを作っていけたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(事務局)

では、逐条解説関連のお話に入っていく形になります。資料の5という形で、委員からの資料だと思いますので、お願いしたいと思います。

(副会長)

前回の協議会で報告しましたが、3のところは途中までだったので、ワーキングが始まる前に、4番まで書き足して逐条解説はどういう役割を持っているかっていうこととか、どういう考え方で作ってかかっていうことを、提案させていただいた資料です。

皆さん色々な意見も持っていますので、これで全てではないとは思いますが、こういう考え方に基づいて、逐条解説を作っていったらどうでしょうかという提案で出したものです。

それで資料8-2は、私なりにコツコツとちょっと書きためてきたものを、条項ごとに書いてあります。基本的には解説があつて、それをベースにする、参考法規としてはどういうものがあるかということで、国内法や権利条約のどこの部分と、条例上、条項が合致する内容になるかというようなことで書かさせていただいています。黄色いところはさらに私が加筆・修正して、前回のよりもという形で提案をしているところです。

あとは協議会の原案でこんな話が条例案をつくる時にありましたというのは、ところどころに囲みで入れてありますが、これだけでも相当なページ数にな

るので多分、収まりきれないかなと思っていますので、表のまとめの仕方とかは、その後の今検討していますので、少しずつ加筆し、あるいは削除されながら進んでいるところです。

(事務局)

では、まず資料の8-1でございます。前回の7月のときに、特定の委員ではなくて、様々な委員からの意見で逐条解説を作っていこうという話をいただきましたので、資料の8-1をA3の横長い資料ですが、前文から各条に対して、各委員からどう意見が出たかというものをに入れております。見ていただいた通りです。すいません。

各条文に対してどのような意見があったかの一表でまとめたものでございます。

この委員の方見ていただくと分かりますが、あまりにも字が小さすぎて読めないということがありますので、資料の8-2をご用意させていただいたという背景でございます。

そして資料の9をご覧ください。

資料9が、見覚えがあるものかもしれませんが、前回の7月にも合同部会でもお話させていただいたものを、8月1日と8月8日の2回の逐条ワーキングをさせていただきまして、修正した現時点での最新版という形になっております。

表紙は変わりませんが、例えば1ページ目ぱっと見ていただきますと、まだ途中ですが、凡例という形でそれぞれの言葉が何を指しているのかをわかるようにしようとしています。

それから2ページ見ていただくとわかると思いますが、なるべくシンプルに項立てをつけて読みやすくしようという形で、例えば1番が2ページ目の真ん中が趣旨とか、2番が小金井市条例の制定された背景とか、ページめくっていただいて3ページ目に3番の小金井市条例制定前の小金井市の取り組みとか。4番コメントみたいなことで、このような形でやっていったらどうだろうか、という形でワーキングの方は進んでいますので、こういった形式にかなり事務局が思った思いとも違いますし失礼ながら、副会長が思った思いともまた違うまた別のものになっておりますが、ワーキングメンバーで、まさに矢野委員も私も参加させていただいた中で、このような形になっております。

現時点で、第8条の途中までしか進んでおりませんので、この後また来週ワーキング開かせていただいきまして、最後のところまで何とかさせていただいて。また再度委員の方にメールを送らせていただいと考えているところでございます。それからすいません。報告が遅れましたが、このワーキングについては、来週は実は参加されていませんが、8月1日と8月8日につきまして幡野弁護

士にも参加していただきまして、ご確認いただいておりますので、自立支援協議会の思いを持ちつつ整うような形でかなりご協力いただいているところでございます。雑駁でございますが、資料8-1、資料9につきましての説明とさせていただきます。

(会長)

資料9はワーキング案ということで、この案をベースに考えればよろしいでしょうか。あと、先ほどの委員さんの案もある。それから、これが細かすぎてよくわかりませんが、ご意見もあつた。で、資料8-1、資料9以降を見ていただいて、ここで少し整えていければと思います。

(委員)

資料のことですが、資料8-1で、私や委員の方々が書いているもので、私12条から下が空白になっていますが、書いたものを渡したような気がします。

(事務局)

事務局としては入れたつもりでしたが、ちょっとデータが破損してしまって、ここの部分が抜けているようです、申し訳ございません。

(会長)

少し目を通していただいて、ここである種の方向性を決めないと、10月5日の日に、お披露目会か、あるいは、そこまで至らないと、意見を聞く会になってしまうのか微妙になってきています。

(委員)

すいません、確認ですが、先ほど会長がおっしゃっていましたが、今これ資料の9を私たちは見て、話をすればいいということなのではないでしょうか。資料8-2これはどういうふうにして扱ったらいいのか教えてください。

(副会長)

私の資料8-2ですかね。それと、資料の8の1の私の部分が大きく出てくるから、それをそれぞれの条文の逐条解説するときに、一つ一つ皆さんの意見も確認しあって、私の分も確認しながら、第8条のところまで修正がかかったのが、資料9になります。

ですから、第8条までは変更がワーキングチームでこういうふうにした方、しようねってところで修正がかかっているところです。

ですから、それまでに資料8-1と私の資料8-2部分と比較しながら終息したのが、資料9だということ考えていただければいいかなと思っています。

9条以降はまだ、来週一気にやらないという、荷が重い状況ではありますが、いろいろ意見を言っていただければ、ありがたいかなと思っていますところ。

(会長)

参加していないのでよく状況がわかりませんが、ここはうまく折り合うような形で進んでいますでしょうか。終息の方向へ着々と進むことなのか、8条までは合意できていますが、この後の教育にかかわっているところとか、結構論点がありますが、委員さんとしては、うまくこう折り合いっていうか、終息する方向なんでしょうか。

(副会長)

時間的に8条までしか検討できてないので。

29日に9条以降が議論をするということになっています。8条まではほぼほぼですが合意できました、8条の部分が入りきれていない、合理的な配慮の各項の説明がここに入りきれてないので、そこを含めて次回皆さんに、検討していただくような形になると思いますが、8条のところは各10項目について一つ一つ説明を加えているところ。

私の文章から少し変更は当然なっているところ。

表現の仕方とか整え方の番号の整理の仕方とか、僕はダラダラ長いのでちゃんと小見出しをつけて番号ふって、もうちょっと簡潔に書いた方がいいよとか、結構字句修正もしていただきました。

最終的に、ですます調に文章も全部直していくというようなことをするようにしていくということで修正はかけているところ。

(会長)

29日の日にまとめをして、一か月後の9月27日の自立支援協議会で確認ですかね。この間は特に議論はしないのでしょうか。

(副会長)

29日の進行状況ですが、今ワーキングに来ている人たちが9月の前半に、日にちが取れるかどうかというのがちょっとクエスチョンなので、29日で、収めたいなと思っていますが、2時間ちょっとでは、ハードかなと個人的には思っているところ。できるだけ頑張りたいと思っていますので、意見があったらメールで寄せていただくなり、当日参加できる人は参加して頂けるとあ

りがたいと思っています。

(委員)

今更で、すごく基本的な質問ですが、逐条解説という言葉自体がわからなくて、辞書を調べても難しくて、誰を対象に、どういう方にパンフレットがあって、それに対してこれを付けるってそのこの存在意義というか、誰に対してか、誰を対象にこれを作っているのかを教えてくださいたいのですが。

(事務局)

非常にお答えしづらいですが、お答えさせていただきます。まず、逐条解説を作っている自治体と、作っていない自治体がありますので、ない自治体は本当にありません。じゃあなぜ小金井で作ろうかって話になったときに、条例の条文だけ見てもよくわからないと。パンフレットを作ったので、一般の方に普及啓発するところは多分これでかなり叶ったと思っていますが、条例自体を読んでもよくわからないときに、何かコンパスといいますか、指し示す指針になるようなものはないだろうかという時に、どこの自治体も逐条解説というものを作っているの、条文を読んでもよくわからなかったときに読む、言い方ありませんが、解説書みたいなもので、ただその学者的な解説書っていうよりも、自立支援協議会の人間としてはこういう思いで作ったので、こう読んで欲しいというところも踏まえて作ったらどうでしょうかという形で、今この逐条解説を作っているということになります。ニュアンス伝わりましたかね。

(委員)

わかりました。ありがとうございます。

(会長)

もともと理解啓発で言うならば、パンフレットで済むのですが、さらに委員も含めて、あと逐条解説をオープンにして、市民の方に呼びかけるってことも含めて、さらに理解を深めて一緒に問題について考えていきたいというようなプロセスで取り組んでいると、私個人は思っていて、結構大事な取り組みだと思っております。

(委員)

ということは、やはり書き方はすごく簡単でわかりやすい方が市民が読むということは、いいということですね。

(委員)

今、委員さんがおっしゃった誰のためなのかっていうのは、私も疑問だったのでワーキングで聞きましたが、これ誰が読むのか、何のためなのでしょうかっていうことを聞いて、幡野弁護士がおっしゃったのは、条例だけを読んで、ちょっとよくわからないと思った事業所とか支援者とか、この条例に直接影響を受けるような方が、例えば、この条例の中では障がい者っていう言葉がありますが、手帳のない人も含むのかどうかが、条例にはないけれど、手帳のない方も含むのかどうかを知りたいときに、逐条を見るので、逐条に手帳のない方も含むと書いてあるとか、その条例の影響を受けながら支援をする方たちがもっと知りたいというときに、辞書のように見るものっていう説明を、そのときは幡野弁護士がおっしゃいましたので、そう言われてみると、文章の整理がつくので、長く読むのが嫌になるようなものも、これだと分かりにくいので、幡野弁護士が大分整理してくださって、その頭文字というか障がい者っていうと、こうなんだっていうふうにその文字が見えるように、あとは文字の大きさとか、文字を目立つようにしてでしたら、そこを読んでいくと、選んで読んでいくと、分かるような書き方にするというアドバイスもいただいて、今回まだ途中までですが、作っています。

まだわかりにくいかもしれないです。次回幡野弁護士がいらっしゃらないので。甚だ不安です。

(委員)

私もワーキングチームで今、委員が言ったように、資料9の6ページあたりを見てもらうと、非常にわかりがいいかなとか思いますが、ここで第二条の第1項の障がい者っていうところで、条文としてはダラダラ書いてありますが、そこで難治性疾患とか、継続的とか断続的という文言が入っていますが、これを読んだだけではわからないので、それをもうちょっと解説するように、例えば3番の難治性疾患っていうのは、これまで条文には入れなかったけど、ここでこういうふうに説明しているという、この本文が先生と一緒に検討したら、私の感覚では本文だけの逐条解説でいいと思っています。それがメインだと思っています。

資料9の4ページの真ん中辺ぐらいの脚注として障がい者の権利条約については、まとめて書くということで、条文があって解説があって、その後に参考法規っていうものの入れ方をどうするかという話になったときに、いわゆる本文の下の部分とかに脚注みたいな形でずっと、参考法規を入れていくという方法と、全部条文があって、解説があって、参考法規等は巻末に、最後に入れるっていう入れ方があって、ワーキングチームの中では決まってはいませんが、私は巻末に入れると決めた意識がありましたが、ここに入っているところを見

ると、決まっていなかったという感じですが、そういうやり方が、良いのかと思っています。とりあえずは条文と本文だけでいくという形の方がいいのではと今も思っています。そういう意味では8条までの本文っていうのをきっちりと精査したので、失礼ながら委員が資料8-2で出したこれは、もうその前の段階の条文で、ワーキングチームでは、8条までは、少なくともこの資料9でまとまったという認識で良いですよ？という認識です。それで、同じような形で、8条以降も9条からもあと17条までなので、9条分を1日でやるということだと思っています。

(副会長)

参考法令については前回のときに会長が、後ろに番号を振ってやっていくと読みにくいので下にでも脚注として、おくべきだろうということになっていて、一応そういう体裁で、今回は書いてありますが、私が引用している法令が長いということで、それをどこまでにするかという議論はまだなので、巻末にまとめるかという。その時には、どこが対比するかっていうのを、ちゃんと番号をつけないといけないだろうなと思っています。それで、参考法規はちょっと文字の大きさを小さくするか、そこら辺は皆さんのご意見を伺って、編集をしていきたいと思っています。

今日のところは、その辺を少しご意見いただくのと、第七条までは変更されていますので、そこまでのところで何か引っかかるようなところがあったら、ご意見いただけるとありがたいと思っています。

(委員)

確認をした方が良いという件、私、言います。第二条の(3)の合理的な配慮っていうところで、この資料9では、7ページ(3)というところに、合理的な配慮というところがありまして、2行目に障がい者の求めに応じてという、これが幡野弁護士のご意見では、東京都の条例では当事者の要請に応じてという表現だったので、支援者という言葉が入っていませんが、先生がいらっしゃる日弁連の障がい者の部会では、支援者という言葉を入れるべきだという話をしてるところだとおっしゃっていました。小金井の逐条に支援者も含むということを入れるのかどうか、自立支援協議会の全体会で皆さんの意見を聞いた方がいいというお話があって。これが、障がい者という言葉の中に当事者等支援者の求めに応じてというふうになってくるのであれば、東京都に一步先んじることになって、素晴らしいことだ、そうなることを希望すると仰っていましたので、協議会で話し合っほしいという風におっしゃっていました。

(会長)

差別解消法では、たぶんそういう解釈にはなっていませんよね。当事者という、たぶん限定ではなかったかと思いますが、幡野弁護士がおっしゃっている当事者+支援者っていうのは、たぶん日弁連のお考えなのか、そのことをすっといれてしまうと、法としての整合性としてはどうなのか、日弁連のご意見なのか、あるいは法解釈としてそう読み取れるというお話なのか。どうも私は、日弁連のお考えのように聞こえました。

(委員)

そういう風に、日弁連の部会でのご意見という風におっしゃっていました。

(会長)

これは、合理的配慮が誰の求めに応じるのかっていうことについてなんです。そこに支援者をいれてしまうと、かなり大きな問題になりかねないのではないかと。法解釈上、そこまでではないのではないかと思います。事務局はいかがですか。

(事務局)

いきなり重たいテーマですが、このこと自体は実は障害者差別解消法の時代にすでに大きくぶつかった議論のところでございます。本人の意思の表明ができないので、支援者にもしてもいいのではないかという話は当然のことながら議論あったところでございます。支援者が本人の意思を代わりにやるのはいいけれど、本人の意思と支援者の意思が対立してないかの確認ができない場合はやっぱり厳しいので、だから支援者って書き方自体が非常に難しく、本人の意思を支援者が代弁しているという確認した上で、やっぱり本人の意思なのだという形で読み取っています。

いわゆる支援者と当事者の意見が相反したときのことを多分想定しているかと思しますので、それでもなお多分、日弁連の立場としてはやはり意思表示できないときに、支援者がやるでしょ、ということについては、それで駄目ということにはならないので、ここでの書きぶりとしてはそこまで書かずに、やはり本人の意思表示というところを優先するということ自体は変えない方がいいと思っております。

(会長)

あくまでも、逐条解説なので、そこにあまり新しい意見は入れない方がいいのではないかと私個人は思います。

(事務局)

もう少し補足しておきますと、国のQ&Aに載っているところで話をさせていただきますと、やはり、家族とかそういった方が代理で本人の意思を言うのはいいですよっていう形になってはいますが、そういう意味では支援者って広い意味では入りますが、支援者単独で意思表示ができるってことにはなりませんよというところなので、いい意味では先生の意見は含まれていると思いますが、悪い意味のところではやっぱり含まれてないので、支援者とはっきり書いてしまうのはまだ難しいと思われま

(会長)

あくまでも逐条解説なので、私たち研究者が自分たちの意見を本として出すということとはまた違うので、公務範囲、常識的な範囲のなかでという風に考えたほうがいいのではないかと考えております。

(委員)

私ワーキングに全然参加ができてなくて、今聞きながら、ああなるほどと思

いながら、やっていきますが、ちょっと話が戻っちゃってすみません。先ほど委員から出た、注釈の部分ですが、例えば11ページの参考法規が一体どこまで続くのだろうと、すごく思っています。おそらくこれ19まで続くのでしょうか。ちょっとこうなっちゃうと、あまりにも見づらいので、そうしたら、巻末かなんとかもしくはもっと短く。どうしてもこれが短くできないのであれば、巻末にするなりを考えて、参考法規なので、これはわかりづらいと思いました。

(会長)

逐条解説はあくまでも、ガイドブックなので、本当に関連した法令、それも例えば中略等で、シンプルに示していただかないと、逆に見にくくなってしま

(委員)

そのことについてですが、私も事業で色んな法令を調べるとあっちいたり、

こっちいたりするので、調べるのが大変ですが、こういう風に全部書いてあれば、ここひとつ読めばわかりやすいので、後ろの巻末よりは、それぞれの条だてのところに入っていた方がいいと思います。

(委員)

質問を兼ねてですが、これをどういう形で、公表するかという事も含めてですが、例えばそれこそホームページみたいな、そういうWEB上とかで発表するのであれば、こういう法令に関しては、それに関するページに飛べるようなURLとか、を載せちゃえば細かいことまで文章として載せる必要なくなったりするので、そうすると本当に何条から抜粋みたいな感じで、その後もっと詳しく見たい人は、そのホームページで調べればすぐ出てくるのでいいのではと思います。

(会長)

ウェブサイトでアップできる形にして、なおかつURLで済ましておけば、簡単にアクセスできるので、増やして頂けたら良いと思いますので、問題は9月にもう一回議論して10月5日の日にシンポジウムというか、公開のお披露目会がありますが、それは大丈夫ですかね。最終確認が27日にやって、10月5日の日に行うってなかなかタイトだと思いつつ聞いていたのですが、その辺はどうでしょうか。日にちは取ってあるし、場所もとってあるし、チラシも作ってあるということですが、委員さんが全体として進行をする形になっていますが、その方向で進めてよろしいでしょうか。8月29日の時に2時間ではおそろしくなかなか難しいだろうと思います。多分その継続した議論などがあって、ワーキングの方々にやっていただくと、9月の27日の自立支援協議会の合同部会の少し手前ぐらいには、一応こういうかたちで出来上がりましたっていうのができて。27日に、これで確定じゃないかもしれませんが、まとまったので10月5日のお披露目会の時に、ご意見いただいて、最後まとめていきます。というような話になっていくでしょうか。もしこのことについて、ご意見ございましたらお願いいたします。なかなかタイトじゃないですかね。

(委員)

7月、8月と木曜日に会議をやっていましたが、9月は子どもの学校が始まるので、PTA活動があるので、全滅ですので、ワーキング8月29日に終わるわけがないので。その分、どこで会議を開くのは相談しないと、私が居なくても、出られる方がいらっしやればいいですが。

(委員)

私も木曜の午後は、その時だけ、9月に入ると、そのときだけお金を貰っている仕事をしているので。それも年間で決まっているので。木曜の午後だと全滅です。

(会長)

どうですかね。10月の5日の日、何とか迎えられるですかね。今の状態ではなかなかちょっと難しいですよ。

(事務局)

10月5日にしたのは、すみません。会長・副会長が空いている日を探したらこの日しかなかったところなので、すみません。

事務局としては、本当はこの日までに頑張っってやりたいなと思っっていますが、現時点で半分しかできてないというところを踏まえると、このあと例えば曜日をずらして月曜の午後とかにワーキング開けるっっていう見込みが立てば、たぶん10月5日のまま走っってもいいかなっと思います。委員の皆さんにご了解いただいた上で延期とっかっていう判断もしなくてはいけないので、今話を聞いていて思っったところでございます。

(副会長)

個人的には、29日で、全部やりきるっっていうのは自信がないところではあります。私が参考法令は全部引用で載っけているのは、その逐条解説の部分を議論するときに、こういう根拠があるので、できるだけ全部必要な事はおさめているので、ここの部分だけエッセンスでっっていうのはもうちょっと議論して、圧縮したり、幡野弁護士にはそこはもう消していいとか、何箇所か言われたので削除したりしてますので、逐条解説をするための議論としての根拠としては、こういう法令ありましたので、私なりに引っ張り出したのは全部載せたので、かなり膨大な量にはなっっているのは事実でした。議論の過程で削っっていくのは当然ありだとは思っっています。ただ、今、3人を中心にして議論しているんで、あとはこの意見をいただいたのをベースにしなっながら、それぞれの逐条解説の項目を議論をしてきて、到達点があります8条までっというのが現実なので。その先を2時間で全部やり切れるっかっていうと、多分、教育の部分は相当議論が必要だろっと思っっていますので、もうちょっと回数が必要だっと思っっています。

(会長)

そうすると10月5日はちょっと順延という形にした方がよろしいですかね。そうはいっっても、この逐条解説を引きつづき作っっていくということで、延ばす

となかなか難しいので、例えば8月29日まではワーキングでやると。それ以降は基本的に言うと、もともとある事務局案と委員で、調整は市に資料9という形でまとまってきているので。事務局と委員で調整していただいて、9月の自立支援協議会の、ワーキング案というか、事務局案というかを出していただくという手も考えられますね。その辺はいかがでしょうか。

ワーキングは8月29日までで、元々あった事務局案であり、委員の案でもあり、そして市での案の三つをうまく束ねて、ワーキング案を出すことで、提案していただくというのはいかがでしょうか。

(事務局)

ワーキングメンバーで残れる方は、残っていただいて。曜日の調整がつかないければ、あの会長の言う通り、事務局の方で対応させていただくことも含めてちょっと話し合いの場を、すみません終わった後で持たせてもらえればと思います。

(会長)

10月の5日やらないと、やはり、前に進んでいかないので、案でも仕方ないというか、市民からご意見頂く場がなくなってしまうので、なんとか維持はしたいと思っています。たくさんご意見いただくという場に切り替えてはいかがでしょうか。当日のスケジュールを見ると、ご意見をたくさんいただくというような形になっておりますので、よろしければ、お披露目じゃなくて、こういう解説案ができたのでご検討ください、というようなものに少し文言を変えてやりたいと思っております。時間が来てしまったので、そういう形にするということではよろしいですか。そういう形で当日を迎えるということでは。

(事務局)

次の資料の説明をさせていただきます。資料10番と11番と、12番、13番です。先ほどの、条例制定一周年記念逐条解説案の市民意見交換会という形のチラシと、ご依頼の文章と、座席のレイアウトと、シンポの予定表という形で出させて頂きました。この資料の10から13については本来であれば1週間前には、私共の方で送らないといけないのに、当日配布となり誠に申し訳ございませんでした。今後このようなことのないようにさせていただきたいと思っております。

引き続き事務局から失礼します。時間も押しておりますので、ダイジェストでいきます。資料10、11、12まではお読み取りいただきまして、ご了解を頂きたいと思っております。そのうえで、資料の13ですが、進行についてなんです、この間の経過を踏まえますと、逐条解説かなり委員にご協力いただきましたので、当日の説明は矢野委員からというふうに思っておりますが、同時に、パ

ンフレット、今年の5月にできたものでございますが、こちらについてせつかくの機会なのでお披露目会という形で、〇〇委員が説明してくれないかなという形で入れさせて頂いてますが、どなたかお願いできないかなというところです

(副会長)

すいません。私やります。

(事務局)

あとは、司会進行のところですが、質疑応答のところを、どなたかお願いできないでしょうか。

(相談支援部会長)

私やります。

(会長)

そうしましたら、もうやる方向になっていますので、この資料10のチラシの中身をぱっと見ていただいて、この中身で基本的にはいいですかね。なるべく早くウェブサイトにもアップして頂かないと一月半しかないので、事前のアナウンスよろしく願いいたします。それから、スケジュールにつきましては、この後ワーキングの方に残っていただいて、8月29日以降、調整できる日がないか確認して頂いて、9月27日の自立支援協議会の合同部会の際には、一応、10月5日に提案できるものを皆さんにご検討いただくという形になると思います。そういう方向で進めていければという風に思っております。ここまでよろしいでしょうか。その他どなたか何かございますか。

(委員)

すみません、あの時間のない中申し訳ございません。あの一つだけちょっと気になることを耳にしたので、私自身も気が付かなかったですが、イトーヨーカドーで、障害者福祉施設の製品が販売ってということで、明日からホームページにも出されていまして。そのことで、私も人から言われてあれっと思いましたが、ホームページに文章として、こういう催しがありますってとこまでは良かったですが、その下「障がいのある方々とのふれあいを心待ちにしています」という文書がありまして、それって違いますか。だって、その製品を皆さんに知ってほしいからってということで、こういうことを企画されてきたと思いますが、ふれあいと一緒にそれって、なんとなくニュアンス的に私も見たとき、読み返したときになんとかざわっとしたのを感じました。なんか違うと、それをおそら

くもう事務局の方も、文書は直されていますが、やはりこういうことって多分書いた方は、とても何とか知ってほしいという意味で書かれたとは思いますが、それがかえって当事者の方からするとそれは、何か不愉快と思うような文章になりかねないということを、改めて協議会でも共有しておくのと良いと思うのと、私自身もその文書に気がつかなかったということの自戒の意味も込めて、ちょっとお話をさせていただきました。

(事務局)

そのお話についても、私どもの方の耳に入っております。私たちとしては、特に他意がある形で載せたわけでもありませんが、それがあの不適切な表現であったり、不愉快な表現であったことには変わりはない話なので、私たちも以降、気を付けてで、そういったものについては、作成していきたいと思います。本日に申し訳ございませんでした。

(委員)

障がいのある方も、ない方もベースは市民なので分けて触れあうという形ではない。そういう時代ではないと思います。

(委員)

今日、市内の不動産屋から連絡が入りまして、グループホーム等の立ち上げには最近、空き家問題とかありますが、縛りが非常に強いということもあるので、なかなか手が出せませんが、市内に2棟ほど、グループホームに適応できる物件が上がりました。もし探しているところがありませんかという連絡が入りましたので、うちはちょっと検討をしていない段階なので、もしもそういったところご検討されている方がいらっしゃいましたら、私の方にご連絡いただければ、紹介させていただきます。ちょっと市内にはグループホーム少ないので、1棟でも増えたらうれしいなという気持ちがありますので、よろしく願いいたします。

次第3 次回の開催日程について

(事務局)

今回は、専門部会ということで、9月の27日の金曜日、午後5時半から、時間がちょっと違うので気を付けて頂ければと思います。前原暫定集会施設を予約させて頂いています。部会内で、都合が悪いとかありましたら、事務局まで事前にご連絡いただければと思います。

(会長)

それでは、第6回自立支援協議会全体会を終了させていただきます。ありがとうございました。